

# 横浜市建築局から 違反建築防止に向けたご協力をお願い 「非常用照明って何!？」

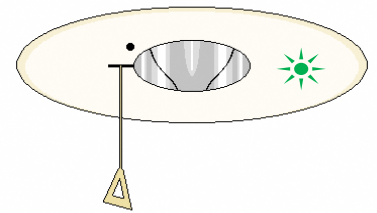
災害時に安全に避難できるための重要な役割を果たす設備のうち、「非常用照明」について説明します。これらの設備を正確に理解し、建物を適切に管理し、より安全に利用していただければと考えています。

## ● 非常用照明とは

非常用照明とは、停電の際に、照明装置に内蔵されたバッテリーにより一定時間点灯し、円滑に避難等が行えるよう、室内や廊下等の明るさを保つための装置です。建築基準法により、一定の規模以上(※)の建築物や、飲食店・百貨店等、多くの方が利用する用途の建築物に設置が必要とされます。

しかし、常時使用される設備ではないため、内装改修時に撤去されたり、長期間点検がされなかったりすることで危険な状態となってしまうことがあります。

※ 階数が3以上で延べ面積 500 m<sup>2</sup>を超えるもの、延べ面積 1000 m<sup>2</sup>を超えるもの等、複数の条件があります。



例（メーカーや製品により異なります）

## ● 非常用照明が設置されていないと

火災や事故によって停電が発生すると、避難方向や周囲の状況を把握できなくなるため避難が困難となります。

非常用照明には内部に電池が収納されており、電源供給が断たれた際であっても、自動的に内部電池から給電されるよう作られており、停電しても、避難するための明るさは自動的に確保されます。これによって、停電時にもパニックにならず、安全に避難することができます。

## ● よくある危険な事例

- ・ 飲食店等において、テナント入替え時に非常用照明と知らずに撤去してしまい、未設置状態となってしまった。
- ・ 戸建住宅等、非常用照明が不要な建物を、シェアハウス等の用途に改修したが、必要な廊下や階段に非常用照明が設置されず、避難に支障が生じている。
- ・ 内臓バッテリーの点検を長期間行わなかったため、バッテリー切れを起こしてしまい、停電時に点灯しない。（適正な交換時期は概ね4～6年）

建物全体（特に廊下及び階段）の非常用照明の点検を行っていただき、バッテリー切れや球切れを起こしていた場合は、メンテナンスをお願いします。

改修内容や費用等でご不明な点は、電気設備業者等に相談するよう建物オーナーの方にご案内ください。

非常用照明は、停電時に避難経路を照らす、利用者の皆様の命を守るための大変重要な設備ですので、皆様のご協力をお願いします。

**お問合せ先** 横浜市 建築局 違反対策課 (045-671-3856)